

美祿市看護師奨学金貸付制度

市では、看護大学等看護師養成学校卒業後、市内の医療機関等で看護師として勤務しようとする学生に対して奨学金の貸付制度を始めており、平成28年度も申請者を募集します。

1. 資格要件

- ①保健師助産師看護師法第21条に規定する文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学、学校又は厚生労働大臣の指定した看護師養成所に在学していること。
- ②成績が優れ、性行が正しく、かつ、心身が健康であること。
- ③学校等を卒業した後、市内の医療機関等に看護師として勤務する意志を有していること。

2. 奨学金の額等 月額 5万円 無利子

3. 返還免除

卒業後、奨学金を受けた月数の1.5倍の月数を市内の医療機関等で勤務した場合、奨学金の返還は免除とします。

4. 申請期間 4月1日(金)～4月21日(金)

5. 貸付決定等

審査委員会で選考のうえ、貸付決定者へは6月より貸付を行います。

6. 申請書等の提出及び問合せ先

申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。また、美祿市保健センター(健康増進課)、美東・秋芳総合支所の総合窓口課にも用意しています。

健康増進課 〒759-2212 美祿市大嶺町東分345番地1 美祿市保健センター内
 [☎0837(53)0304] [☎0837(53)1099] [✉kenkou@city.mine.lg.jp]



自分は吸わないのに!! 「受動喫煙」の危険性

「受動喫煙」とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

喫煙者が直接吸い込む煙が「主流煙」、たばこの先から立ちのぼる煙が「副流煙」といい、副流煙には、主流煙より多くの危険物質が含まれています。

非喫煙者も同じ空間にいれば、この2種類の煙を吸い込むことになります。

その結果、年間6800人が受動喫煙で亡くなっていると推計されています。

家庭や職場での受動喫煙による肺がんや心疾患が原因といわれています。

普段から、たばこの煙を避けることを心がけることが、自分の健康を守ることの第一歩です。



平成27年度 第2回美祿市民大学講座

問合せ先

生涯学習スポーツ推進課 [☎0837(52)5261]



めまぐるしく変化する現代社会において、「生きる」ことが難しくなってきました。そこで、今年度の美祿市民大学講座は、『豊かに生きる』をテーマとして開催します。

- 講師 佐々部 清 (映画監督)

下関市出身の佐々部清監督は、『チルソクの夏』、『半落ち』(日本アカデミー賞最優秀作品賞受賞)、『四日間の奇跡』、『カーテンコール』、『出口のない海』、『群青色の、とおり道』など、たくさんの映画を手掛けています。映画作りにおける佐々部清監督の情熱を感じてみませんか。

- 日時 2月20日(土) 14時～15時30分
- 会場 美祿市民会館大ホール

データで
見る
美祿市

まちのうごき (平成27年12月1日)

人口	26,163人	前月比	▲36人
男	12,245人	前月比	▲23人
女	13,918人	前月比	▲13人
世帯数	11,365世帯	前月比	▲9世帯

()内は県下総数

	人身事故			物損事故
	件数	死者	傷者	
11月中	7(462)	0(5)	9(544)	48(3283)
累計	57(5269)	0(53)	68(6601)	593(36413)
昨年対比	▲16(▲419)	▲2(1)▲23(▲454)		▲17(47)

厚狭税務署から 確定申告のお知らせ

申告会場は大変混み合います

申告書の作成はご自宅で！便利で簡単！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して郵送で提出！！

e-Taxで確定申告をしましょう

ご自宅のパソコンから24時間（3月15日頃まで）確定申告ができます。

詳しくは、下記の国税庁ホームページをご覧ください。

以下の①②の両方に該当する場合は、 所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です

①公的年金の収入金額の合計が、400万円以下

②公的年金等以外の所得金額が、20万円以下

※①②の両方に該当する場合でも、還付申告を受けられる人は、確定申告が必要です。

～「確定申告書等作成コーナー」の4つのメリット～

- ①税務署に出向く必要なし！
 - ②いつでも利用可能！
 - ③自動計算機能！
 - ④前年データの利用可能
- 給与又は公的年金収入の人は、見やすさ、分かりやすさを重視した、専門画面を利用すれば初めてでも簡単に申告書を作成できます。

厚狭税務署で申告相談を行います

- 平成27年分の確定申告相談及び申告書の受付期間
(土・日曜日は除く)

所得税及び復興特別所得税 2月16日頃～3月15日頃	消費税及び地方消費税 ～3月31日頃
-------------------------------	-----------------------

※還付申告は1月から受け付けています。

- 相談時間 9時～17時（受付は16時まで）

国税庁ホームページ [☎<http://www.nta.go.jp>]

税務課からのお知らせ

あなたの住宅用地はかわっていませんか

住宅用の土地は、税の負担を軽くするための「住宅用地に対する課税標準の特例措置」が適用されています。そのため、住宅が建っている土地と、店舗・工場など居住用ではない建物が建っている土地では、評価額が同じでも税額は異なります。特例措置を正しく適用するために、平成27年中に家屋の用途を変更した人は税務課固定資産税係までご連絡ください。

また、平成27年中に造成・植林・家屋の取り壊し等により現況の地目に変更があった土地で、地目変更登記が未了となっている人についても、ご連絡ください。

償却資産の申告を忘れずに

市内で事業（製造業・販売業・飲食業・不動産業・各種賃貸業など）を営む法人（営業所等を含む）及び個人は、地方税法第383条の規定により平成28年1月1日現在に所有する事業用資産の申告が必要です。前年度までに申告があった人には既に申告書を送付していますが、事業を営んでいる人で、申告書がお手元に届かない場合は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

平成27年中に10KW以上の太陽光発電を開始された人は、償却資産の申告をしてください。

申告時に経済産業省からの認定通知書の写しの添付があれば、3年間課税標準額が2/3になる特例が受けられます。

◆該当する場合は2月1日頃までに連絡をお願いします。

家屋を新築・増築・改築及び取り壊されたときは

家屋を新築・増築・改築された場合

平成27年1月2日以降に新築、増築及び改築された家屋（建築基準法に基づく建築確認を必要としない家屋も含む）は、平成28年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域のみ）の課税対象となります。日程を調整させていただき、調査に伺いますので、税務課固定資産税係までご連絡ください。

家屋を取り壊された場合

平成27年中に取り壊された家屋は、平成28年度から固定資産税・都市計画税の課税対象から除かれます。現地調査を行いますので、税務課固定資産税係まで届出をお願いします。

平成24年度に地籍調査のあった土地について

平成24年度に地籍調査のあった土地について、平成27年中に登記の完了した筆については、地積や地目の変更がある場合、平成28年度の評価額や税額が変更されています。

問合せ先 税務課 [☎0837(52)5234]